

令和 6 年度広島県国民健康保険運営協議会（書面会議）

【協議事項】

（１）令和 7 年度国保事業費納付金及び市町村標準保険料率に係る算定結果について

（２）令和 7 年度広島県国民健康保険事業費特別会計当初予算（案）について

【資料】

資料 1	令和 7 年度国保事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定結果について
別紙①	令和 7 年度一人当たり保険料収納必要額の算定結果
別紙②	令和 7 年度（本算定）標準保険料率算定結果一覧
別紙③	令和 7 年度国保事業費納付金一覧
資料 2	令和 7 年度広島県国民健康保険事業費特別会計予算（案）について
参考資料 1－1	広島県国民健康保険運営協議会における審議事項
参考資料 1－2	広島県国民健康保険運営協議会条例
参考資料 1－3	広島県国民健康保険運営協議会に関する取り決め

令和 7 年度国保事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定結果について

1 要旨・目的

国保事業費納付金（市町から県へ納付するもの）及び市町村標準保険料率（県が市町へ示す保険料率）について、算定標準システムによる推計値や国から示された確定係数（公費等）に一定の補正を加え、算定フレームを設定し、令和 7 年度の算定を行った。

2 現状・背景

国民健康保険の安定的な財政運営を図るため、平成 30 年度からの県単位化により、県は財政運営の責任主体となった。それまで各市町が個別に行っていた保険給付の収支について、各市町が徴収した保険料を事業費納付金の形で県が集めて保険給付を賄う、県内全市町で相互に支え合う仕組みとなり、県は保険料設定の参考となる市町村標準保険料率及び事業費納付金について、各市町へ示すこととなった。

3 概要

(1) 対象者

国民健康保険被保険者及び保険者

(2) 事業内容（算定結果）※詳細別紙

ア 令和 7 年度一人当たり保険料収納必要額 ※詳細別紙-①

一人当たり保険料収納必要額の合計は、対前年度比で 4,504 円（2.9%）の増加となった。

○ 各区分の増減理由

- ・ 医療分：令和 6 年度保険給付費実績を踏まえた診療費（歳出）の増加
- ・ 後期分：後期高齢者支援金の算定に用いる保険加入者見込数の減少
- ・ 介護分：保険料引き下げ財源の減少

【一人当たり保険料収納必要額】

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	対前年度比 (R6-R5)	令和 7 年度	対前年度比 (R7-R6)
医 療 分	80,546 円 (58.5%)	96,015 円 (61.8%)	+15,469 円 (+19.2%)	98,181 円 (61.4%)	+2,166 円 (+2.3%)
後 期 分 (後期高齢者支援金)	30,029 円 (21.8%)	32,570 円 (21.0%)	+2,541 円 (+8.5%)	31,451 円 (19.7%)	-1,119 円 (-3.4%)
介 護 分 (介護納付金)	27,130 円 (19.7%)	26,786 円 (17.2%)	-344 円 (-1.3%)	30,243 円 (18.9%)	+3,457 円 (+12.9%)
合 計	137,705 円 (100%)	155,371 円 (100%)	+17,666 円 (+12.8%)	159,875 円 (100%)	+4,504 円 (+2.9%)

イ 令和 7 年度の県が示す各市町の市町村標準保険料率及び国保事業費納付金 ※詳細別紙-②、③

県が示す市町村標準保険料率に比べ、市町が実際に設定する保険料率は、応能（所得割率）、応益（均等割額、平等割額）とともに低い傾向があるため、各市町は保険料水準の統一に向けての調整を計画的に行うこととしている。

(3) スケジュール

—

(4) 予算額（一部国庫）

224,577,217 千円

1 国保事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定結果について

(1) 令和7年度の一人当たり保険料収納必要額（一般分）※詳細別紙-①

ア 医療分の主な増減要因

- 令和6年度の保険給付費の状況等を踏まえ、一人当たり保険者負担額を前年度比 5,810 円増額した。
- 一方で、過年度精算額の影響で一人当たり前期高齢者交付金が前年度比 5,207 円増額したことなどにより、一人当たり保険料収納必要額は 2,166 円の増加となった。

	診療費総額	一人当たり診療費	一人当たり保険者負担額
令和6年度	約 2,085 億円	465,199 円	399,003 円
令和7年度	約 2,054 億円	477,523 円	404,813 円
対前年度差額	▲ 31 億円	+ 12,324 円	+ 5,810 円

項 目			一人当たり増減
歳出	増	保険給付費（一般分）	+5,810 円
		特定健康診査費用 等	+162 円
	減	前期高齢者納付金 等	▲ 77 円
小 計 A			+5,895 円
歳入	増	前期高齢者交付金	+5,207 円
		前々年度納付金年度間調整	+567 円
		その他	+1,056 円
	減	療養給付費負担金（地方単独事業の減額調整後）	▲ 776 円
		国・普通調整交付金	▲ 699 円
		高額医療費負担金	▲ 1,350 円
		特定健康診査等負担金	▲ 71 円
		その他	▲ 205 円
小 計 B			+3,729 円
歳出と公費等歳入との差【保険料(税)負担分】 A－B			+2,166 円

イ 後期分の主な増減要因

- 後期高齢者支援金（推計対象年度・概算）は「被保険者一人当たり負担見込額（国において算定）×被保険者数」により算定される。
- 令和7年度算定では、国から通知された交付額の算定に用いた保険加入者見込数が減少したこと等から、一人当たり保険料収納必要額が 1,119 円減少した。

《一人当たり後期分に係る財源内訳》

項 目				一人当たり増減
歳出	減	後期高齢者支援金 等		▲ 1,010 円
小 計 A				▲ 1,010 円
公費等歳入	増	国・普通調整交付金		+203 円
		保険者支援制度 等		+320 円
	減	後期高齢者支援金国庫負担金		▲ 323 円
		都道府県繰入金（市町村向け除く）		▲ 91 円
小 計 B				+109 円
歳出と公費等歳入との差【保険料(税)負担分】 A－B				▲ 1,119 円

ウ 介護分の主な増減要因

- 介護納付金（推計対象年度・概算）は、「被保険者一人当たり負担見込額（国において算定）×被保険者数」により算定される。
- 令和7年度算定では、保険料の引き下げ財源として、保険者努力支援交付金を充当しなかったことから、公費等歳入が減り、一人当たり保険料収納必要額が3,457円増加した。
《一人当たり介護分に係る財源内訳》

項 目			一人当たり増減
歳出	減	介護納付金（一般分・退職分）	▲ 1,783 円
小 計 A			▲ 1,783 円
公費等歳入	増	保険者支援制度	+29 円
	減	保険者努力支援制度	▲ 4,325 円
		介護納付金国庫負担金 等	▲ 944 円
小 計 B			▲ 5,240 円
歳出と公費等歳入との差【保険料(税)負担分】 A－B			+3,457 円

(2) 県が示す標準保険料率 ※詳細別紙-②

各市町は、県が示す市町村標準保険料率を参考に、市町毎の算定方式や予定収納率に基づき、保険料収納必要額を確保できるよう保険料（税）率を定め、賦課・徴収し、県に事業費納付金として納める必要がある。

市町村標準保険料率…各市町に按分された保険料収納必要額を確保するために、市町毎の標準的な収納率を用いて、算定方式を統一して算出した保険料（税）率

(3) 令和7年度の国保事業費納付金【全県】※詳細別紙-③

市町ごとの国保事業費納付金を算定し、県の当初予算成立後、各市町にその総額を通知する。

国保事業費納付金…各市町に按分された保険料収納必要額に、市町向け交付金（公費）や一般会計からの繰入金等を市町毎に加減算したもので、市町が支払う保険給付費等の財源として、県が市町から徴収する。

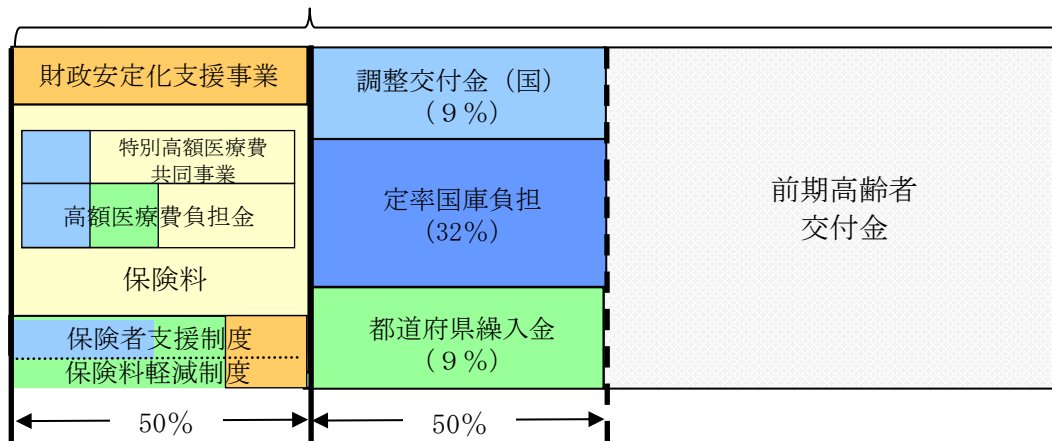
2 算定フレーム

項 目		令和6年度	令和7年度	備 考
(1)被保険者数	一 般	443,147 人	430,147 人	対前年度比（▲ 2.9%）
	介護2号	138,742 人	137,033 人	対前年度比（▲ 1.2%）
(2)所得係数β	医療分	0.925	0.921	全国に比べ、本県は所得水準が低い
	後期分	0.929	0.920	
	介護分	0.880	0.876	
(3)追加公費		約1,860億円	約1,860億円	全国ベースの額
(4)係数補正 ア 診療費の補正		①診療報酬改定率 （▲0.12%）	①診療報酬改定率 （無し）	
・一人当たり 診療費	補正前	465,758 円	477,523 円	対前年度比（+12,324円） （+2.6%）
	補正後	465,199 円	—	※補正後は診療報酬の改定率を反映したもの
	差	▲559 円	—	
イ 公費の補正				
・高額医療費負担金		—	—	
・特別調整交付金 （市町村分）		—	—	
・保険者努力支援制度 （都道府県分）		補正額 ▲4.0 億円	補正額 ▲14.5 億円	公費減額等の補填に係る調整財源への対応

3 国保財政の概要

診療費総額（一人当たり診療費）※再掲

- ・令和6年度 【約2,085億円（465,199円）】
- ・令和7年度 【約2,054億円（477,523円）】



令和7年度 一人当たり保険料収納必要額の算定結果

＜算定条件等＞

- 市町毎の医療費水準は反映せず（医療費指数反映係数 $\alpha = 0$ ）、市町毎の所得水準、被保険者数、世帯数に応じて按分（シェア）を行っている。
- 所得係数 β は、国が示した係数（医療分 $\div 0.9206$ 、支援金分 $\div 0.9204$ 、介護分 $\div 0.8756$ ）を用いている。
 応能比率：応益比率＝医療分47.9：52.1、支援金分47.9：52.1、介護分46.7：53.3
- 追加公費については、1,860億円（全国ベース）のうち、国が本県分として示した係数を算入している。
- 過年度（滞納繰越分）の保険料収納見込額は、保険料率水準の統一までの間は県全体の公費扱い（特定財源）とせず、各市町の個別財源とする。
- 「一人当たり保険料収納必要額」とは、当該市町が本来集めるべき保険料収納必要額の1人分をいう。

市 町	算定結果〔一人当たり〕					被保険者数(推計値)	
	(令和6年度)		(令和7年度)				
	保険料収納 必要額	国保事業費 納付金 ※1	保険料収納 必要額	前年度	国保事業費 納付金 ※1	一 般 ※2	介護2号 ※2
				①に対する増減率			
	① 円	② 円	③ 円	④ % (=③-①)/①*100	⑤ 円	人	人
広島市	160,665	164,399	165,001	2.70	169,625	175,026	58,585
呉 市	146,835	161,218	151,435	3.13	165,137	31,170	10,121
竹原市	143,177	161,539	147,610	3.10	164,569	4,179	1,250
三原市	148,705	163,477	151,674	2.00	164,416	15,346	4,525
尾道市	150,473	156,291	154,056	2.38	159,654	22,981	7,328
福山市	147,690	156,018	153,202	3.73	160,312	73,735	23,696
府中市	149,410	155,901	153,348	2.64	158,882	5,938	1,770
三次市	159,549	166,675	163,030	2.18	163,782	8,097	2,370
庄原市	152,158	157,709	158,183	3.96	156,706	5,461	1,400
大竹市	155,979	169,438	158,533	1.64	166,699	4,549	1,364
府中町	164,189	166,318	169,179	3.04	172,778	7,236	2,596
海田町	159,235	160,387	162,646	2.14	163,486	3,968	1,273
熊野町	155,433	157,067	159,710	2.75	157,291	3,587	1,097
坂 町	149,471	166,985	150,825	0.91	161,476	1,833	594
江田島市	155,278	166,782	162,230	4.48	171,867	4,500	1,399
廿日市市	162,814	162,748	168,230	3.33	165,051	19,604	5,528
安芸太田町	149,348	157,863	149,848	0.33	157,544	1,127	303
北広島町	157,223	161,905	162,230	3.18	163,505	3,055	903
安芸高田市	153,700	162,557	157,616	2.55	165,561	4,517	1,240
東広島市	155,273	157,567	159,167	2.51	160,068	28,690	8,139
大崎上島町	157,414	165,753	159,110	1.08	167,022	1,206	358
世羅町	149,674	154,300	158,041	5.59	162,108	2,826	816
神石高原町	153,780	155,647	158,220	2.89	160,103	1,516	378
全 県	155,371	161,421	159,875	2.90	165,311	430,147	137,033

《注記》

- ※1：国保事業費納付金には、シェアされた保険料収納必要額以外に、地方単独事業の減額調整分や財政安定化支援事業、保険者支援制度などの市町からの法定内繰入金や市町向け交付金が個別加算されている。
- ※2：国保事業費納付金額算定の基となった、令和7年度被保険者数（推計値）

令和7年度（本算定）標準保険料率算定結果一覧

資料1別紙－②

※各市町は、県が示す「市町村標準保険料率」を参考とし、毎年度の保険料率を算定するため、「市町村標準保険料率」と市町が実際に定める保険料率とは異なる。

都道府県名	内 訳	①都道府県標準保険料率	
		所得割率(%)	均等割額(円)
広島県	医療分	8.85	54,133
	後期高齢者支援金分	2.88	17,342
	介護納付金分	2.35	17,082

区 分	法定の標準保険料率		任意の標準保険料率
	①都道府県標準保険料率	②市町村標準保険料率	③市町村の算定基準に基づく標準保険料率
	全国統一の保険料算定ルールにより、都道府県間の比較を行うもの	県内統一の保険料算定ルールにより、市町村間の比較を行うもの	市町村が設定した算定ルールにより、算定した保険料水準を示すもの
	方式	2方式	3方式
	収納率	標準的な収納率＝直近3か年平均の実収納率	
	法定外繰入	算入していない	

市町名		②市町村標準保険料率				③市町村の算定基準に基づく標準保険料率				【参考】令和6年度 現行保険料率			
		所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
	内 訳	%	%	円	円	%	%	円	円	%	%	円	円
広島市	医療分	8.89	—	38,092	24,461	8.76	—	32,504	32,099	7.66	—	27,820	27,314
	後期高齢者支援金分	2.88	—	12,167	7,813	2.82	—	10,360	10,231	2.99	—	10,741	10,545
	介護納付金分	2.36	—	12,058	5,844	2.35	—	9,998	7,521	1.90	—	8,056	6,045
呉 市	医療分	8.72	—	37,380	24,004	8.38	—	35,910	24,093	7.60	—	30,960	20,040
	後期高齢者支援金分	2.84	—	11,987	7,698	2.69	—	11,528	7,735	2.75	—	11,280	7,440
	介護納付金分	2.30	—	11,742	5,691	2.41	—	10,752	5,551	2.25	—	10,320	5,280
竹原市	医療分	8.68	—	37,204	23,891	7.56	—	37,770	24,214	7.21	—	30,800	19,900
	後期高齢者支援金分	2.83	—	11,947	7,672	2.45	—	12,205	7,631	2.76	—	11,400	7,400
	介護納付金分	2.32	—	11,842	5,739	1.98	—	12,152	5,885	2.08	—	10,600	5,100
三原市	医療分	8.75	—	37,497	24,079	8.47	—	36,228	23,865	7.18	—	29,921	19,771
	後期高齢者支援金分	2.85	—	12,040	7,731	2.73	—	11,503	7,806	2.53	—	10,319	6,949
	介護納付金分	2.30	—	11,745	5,692	2.23	—	11,270	5,483	1.88	—	9,644	4,709
尾道市	医療分	8.73	—	37,412	24,025	8.12	—	37,022	25,829	7.60	—	32,200	21,480
	後期高齢者支援金分	2.83	—	11,983	7,695	2.63	—	12,069	7,730	2.79	—	11,580	7,520
	介護納付金分	2.30	—	11,776	5,707	2.17	—	11,898	5,731	1.98	—	10,160	5,080
福山市	医療分	8.93	—	38,261	24,570	8.70	—	38,018	25,133	8.88	—	29,520	19,680
	後期高齢者支援金分	2.91	—	12,290	7,892	2.78	—	12,519	7,533	3.07	—	10,680	6,480
	介護納付金分	2.35	—	12,020	5,825	2.33	—	11,692	5,652	2.17	—	9,960	4,800
府中市	医療分	8.73	—	37,419	24,029	8.28	—	37,337	24,792	7.71	—	23,089	21,127
	後期高齢者支援金分	2.84	—	12,015	7,715	2.73	—	11,784	7,888	2.96	—	12,411	7,924
	介護納付金分	2.31	—	11,819	5,728	2.19	—	11,618	5,769	2.06	—	10,514	5,108
三次市	医療分	8.80	—	37,684	24,199	8.72	—	35,970	23,331	7.93	—	32,900	21,600
	後期高齢者支援金分	2.87	—	12,144	7,798	2.79	—	11,614	7,533	2.61	—	10,900	7,000
	介護納付金分	2.34	—	11,971	5,802	2.34	—	11,485	5,579	2.01	—	10,200	5,100
庄原市	医療分	8.72	—	37,351	23,985	8.02	—	37,271	23,692	7.00	—	30,400	19,100
	後期高齢者支援金分	2.83	—	11,984	7,696	2.58	—	11,998	7,627	2.62	—	11,100	7,000
	介護納付金分	2.28	—	11,670	5,656	2.04	—	11,710	5,588	2.02	—	10,200	5,000
大竹市	医療分	8.88	—	38,052	24,435	8.98	—	35,883	23,420	7.31	—	32,825	22,443
	後期高齢者支援金分	2.89	—	12,200	7,834	2.89	—	11,526	7,523	2.84	—	11,637	7,637
	介護納付金分	2.36	—	12,068	5,849	2.51	—	10,961	5,296	2.07	—	9,701	4,687
府中町	医療分	8.65	—	37,055	23,795	8.16	—	37,813	24,528	7.11	—	30,465	20,200
	後期高齢者支援金分	2.82	—	11,918	7,653	2.68	—	12,052	7,612	2.73	—	11,364	7,338
	介護納付金分	2.30	—	11,754	5,697	2.30	—	11,750	5,979	2.08	—	10,600	5,400
海田町	医療分	8.84	—	37,872	24,320	8.19	—	38,832	25,580	7.63	—	32,800	20,900
	後期高齢者支援金分	2.87	—	12,143	7,798	2.62	—	12,431	8,180	2.79	—	11,700	7,500
	介護納付金分	2.33	—	11,893	5,764	2.31	—	11,988	5,875	2.16	—	11,000	5,300
熊野町	医療分	8.74	—	37,457	24,053	7.89	—	37,416	26,634	6.96	—	32,900	23,700
	後期高齢者支援金分	2.86	—	12,081	7,758	2.52	—	12,114	8,632	2.19	—	10,400	7,500
	介護納付金分	2.31	—	11,812	5,725	2.14	—	11,100	7,446	1.85	—	10,000	6,800
坂 町	医療分	8.59	—	36,791	23,626	8.68	—	33,412	22,511	7.37	—	32,700	22,130
	後期高齢者支援金分	2.80	—	11,858	7,615	2.79	—	10,798	7,275	2.60	—	11,260	7,600
	介護納付金分	2.26	—	11,572	5,609	2.36	—	10,653	5,307	2.04	—	10,420	5,060
江田島市	医療分	8.87	—	37,995	24,399	9.04	—	34,651	24,171	8.67	—	37,175	23,736
	後期高齢者支援金分	2.88	—	12,171	7,816	2.82	—	11,482	7,562	3.00	—	12,571	8,026
	介護納付金分	2.35	—	12,015	5,823	2.46	—	10,448	5,313	2.10	—	10,706	5,201
廿日市市	医療分	8.75	—	37,482	24,069	7.96	—	36,624	29,261	7.70	—	32,700	23,400
	後期高齢者支援金分	2.85	—	12,045	7,735	2.71	—	12,189	7,656	2.80	—	11,400	7,300
	介護納付金分	2.30	—	11,774	5,706	2.20	—	11,833	5,798	2.10	—	10,600	5,300
安芸太田町	医療分	8.63	—	36,983	23,749	8.42	—	34,953	22,933	7.21	3.14	29,900	19,600
	後期高齢者支援金分	2.80	—	11,853	7,611	2.69	—	11,037	7,681	2.60	1.43	10,600	7,200
	介護納付金分	2.24	—	11,426	5,538	2.08	—	11,866	5,398	1.98	0.00	10,200	5,000
北広島町	医療分	8.76	—	37,529	24,100	12.88	—	17,710	11,459	7.70	—	33,416	21,576
	後期高齢者支援金分	2.85	—	12,049	7,737	4.17	—	5,467	3,599	2.84	—	11,735	7,712
	介護納付金分	2.30	—	11,747	5,693	2.32	—	10,981	5,370	2.02	—	10,472	5,087
安芸高田市	医療分	8.72	—	37,361	23,992	8.70	—	34,781	22,428	7.60	—	29,400	18,900
	後期高齢者支援金分	2.84	—	12,012	7,714	2.80	—	11,214	7,231	2.70	—	10,500	6,800
	介護納付金分	2.29	—	11,728	5,684	2.26	—	10,878	5,217	2.04	—	10,300	5,000
東広島市	医療分	8.89	—	38,071	24,448	9.05	—	36,560	23,674	7.30	—	31,261	20,186
	後期高齢者支援金分	2.89	—	12,211	7,841	2.96	—	11,551	7,480	2.79	—	11,601	7,491
	介護納付金分	2.35	—	11,996	5,814	2.46	—	11,169	5,519	2.09	—	10,709	5,247
大崎上島町	医療分	8.80	—	37,721	24,223	8.55	—	36,618	23,114	8.02	—	32,500	21,500
	後期高齢者支援金分	2.87	—	12,115	7,780	2.66	—	11,147	7,844	2.90	—	11,500	7,000
	介護納付金分	2.33	—	11,888	5,761	2.15	—	11,282	6,093	1.86	—	9,500	6,000
世羅町	医療分	8.59	—	36,821	23,645	8.57	—	33,996	23,067	7.11	—	30,450	19,662
	後期高齢者支援金分	2.80	—	11,841	7,604	2.77	—	10,967	7,441	2.71	—	11,275	7,281
	介護納付金分	2.29	—	11,697	5,669	2.38	—	10,624	5,323	2.05	—	10,548	5,168
神石高原町	医療分	8.66	—	37,100	23,824	8.19	—	35,754	23,678	7.50	—	29,600	20,600
	後期高齢者支援金分	2.82	—	11,943	7,669	2.78	—	10,641	7,813	2.85	—	9,200	7,600
	介護納付金分	2.27	—	11,608	5,626	2.15	—	10,442	5,791	2.00	—	9,300	5,000

※1 市町村標準保険料率には、市町毎の収納率を反映している。
※2 介護納付金については、介護保険の第2号被保険者となる40歳以上65歳未満の者が負担する。

令和7年度(本算定) 国保事業費納付金一覧

資料1別紙－③

(単位:円)

区 分 財 源	事業費納付金(医療分)								事業費納付金(後期高齢者支援金分)			
	保険料	公費等(保険料以外)						医療分合計 ①	保険料	公費等(保険料以外)		後期分合計 ②
市 町	納付金基礎額 (一般)	地方単独事業 の減額調整分	保険者支援 制度	算定可能な特 別調整交付金	財政安定化 支援事業	延滞金	R5納付金年度 間調整額		納付金基礎額 (一般)	保険者支援 制度	R5納付金年度 間調整額	
広島市	18,385,735,323	623,947,987	1,310,021,166	189,336,000	284,594,000	143,732,780	267,735,347	21,205,102,603	5,904,360,556	507,077,785	37,561,169	6,448,999,510
呉市	2,988,867,747	71,283,857	243,398,670	165,449,000	308,057,000	5,499,687	△ 7,174,131	3,775,381,830	962,946,420	90,675,186	△ 957,334	1,052,664,272
竹原市	388,217,438	16,723,812	33,771,602	29,330,000	45,907,000	761,131	△ 3,291,061	511,419,922	125,342,261	12,540,743	△ 36,601	137,846,403
三原市	1,485,938,168	32,020,735	108,497,301	122,530,000	99,856,000	5,922,649	10,109,718	1,864,874,571	479,371,207	38,303,274	△ 2,067,110	515,607,371
尾道市	2,227,164,649	40,115,826	166,000,988	33,503,000	173,804,000	13,410,130	△ 9,084,904	2,644,913,689	717,116,553	65,194,999	703,987	783,015,539
福山市	7,213,772,690	113,574,478	579,966,285	149,456,000	413,788,000	44,369,111	1,844,902	8,516,771,466	2,321,022,392	204,662,485	601	2,525,685,478
府中市	569,840,411	15,043,819	45,634,472	13,967,000	44,247,000	1,410,843	△ 4,379,868	685,763,677	183,653,866	16,443,137	254,313	200,351,316
三次市	815,530,767	28,738,359	64,459,239	28,153,000	25,715,000	65,200	△ 6,162,450	956,499,115	262,958,789	19,967,747	4,126,092	287,052,628
庄原市	543,933,034	11,792,825	41,748,682	0	20,500,000	2,146,904	△ 4,171,268	615,950,177	175,625,047	15,361,316	403,776	191,390,139
大竹市	452,645,257	14,299,769	35,263,501	31,284,000	15,950,000	480,024	3,132,628	553,055,179	145,937,429	13,390,898	1,235,576	160,563,903
府中町	774,281,465	14,929,593	52,347,057	19,210,000	12,403,000	1,892,000	14,601,600	889,664,715	249,132,903	18,732,513	1,084,194	268,949,610
海田町	408,652,793	7,884,876	30,044,934	0	7,265,000	2,299,275	5,597,655	461,744,533	131,410,649	11,055,257	495,037	142,960,943
熊野町	360,079,721	5,346,451	27,677,011	0	7,814,000	1,796,553	221,756	402,935,492	116,095,543	8,267,575	△ 1,594,177	122,768,941
坂町	175,651,629	3,401,674	14,715,615	9,380,000	16,199,000	0	△ 4,820,620	214,527,298	56,679,471	5,143,573	△ 15,777	61,807,267
江田島市	455,292,787	12,788,028	37,376,053	26,078,000	42,562,000	757,116	△ 8,768,603	566,085,381	146,455,635	12,842,352	△ 769,776	158,528,211
廿日市市	2,068,555,967	39,259,820	141,356,221	0	40,694,000	17,736,796	9,866,539	2,317,469,343	672,341,533	49,660,593	△ 1,336,511	720,665,615
安芸太田町	107,981,060	1,704,123	8,599,060	558,000	10,645,000	278,728	△ 208,074	129,557,897	34,809,619	3,166,102	84,419	38,060,140
北広島町	309,197,157	6,782,721	23,737,708	7,990,000	7,810,000	2,479,868	617,656	358,615,110	99,420,438	8,909,064	405,165	108,734,667
安芸高田市	443,715,118	10,951,595	35,170,304	14,658,000	31,794,000	3,080,400	10,252,178	549,621,595	143,195,984	12,789,073	194,758	156,179,815
東広島市	2,867,834,664	73,084,951	203,428,347	51,050,000	124,817,000	16,968,288	△ 20,504,063	3,316,679,187	922,361,445	74,271,121	484,323	997,116,889
大崎上島町	118,785,253	2,687,132	9,941,898	2,258,000	11,132,000	184,593	1,552,817	146,541,693	38,327,129	3,759,776	54,767	42,141,672
世羅町	275,316,769	6,137,163	20,170,810	19,622,000	12,037,000	66,587	1,717,806	335,068,135	88,877,689	7,479,695	41,130	96,398,514
神石高原町	149,926,143	1,763,667	11,821,859	0	9,682,000	147,439	3,857,030	177,198,138	48,326,247	4,022,811	293,826	52,642,884
都道府県計	43,586,916,010	1,154,263,261	3,245,148,783	913,812,000	1,767,272,000	265,486,102	262,542,590	51,195,440,746	14,025,768,805	1,203,717,075	40,645,847	15,270,131,727

【参考】 R6年度納付金と の差額 (R7-R6)
13,377,450
△ 20,842,801
△ 4,621,234
△ 58,348,718
△ 66,801,977
△ 76,274,000
△ 14,417,907
△ 64,094,516
△ 43,802,964
△ 22,794,896
△ 16,295,629
△ 25,232,736
△ 1,238,394
△ 33,142,627
11,871,988
20,077,220
△ 3,517,134
△ 17,129,184
△ 13,577,630
52,360,295
△ 11,563,731
△ 16,045,682
△ 13,324,474
△ 425,379,281

区分 財源	事業費納付金(介護納付金分)			
	保険料	公費等(保険料以外)		介護分合計 ③
市町	納付金基礎額 (一般)	保険者支援 制度	R5納付金年度 間調整額	
広島市	1,909,366,932	125,251,503	10,540	2,034,628,975
呉市	295,353,847	24,428,170	△ 519,317	319,262,700
竹原市	35,423,221	3,246,135	△ 202,421	38,466,935
三原市	133,333,719	9,593,041	△ 286,275	142,640,485
尾道市	223,355,345	16,955,724	775,796	241,086,865
福山市	720,742,586	57,405,045	△ 465	778,147,166
府中市	52,835,297	4,529,412	△ 41,003	57,323,706
三次市	76,600,998	5,741,956	249,704	82,592,658
庄原市	44,767,131	3,658,657	5,554	48,431,342
大竹市	41,740,377	3,070,163	△ 114,717	44,695,823
府中町	85,787,957	6,069,341	△ 252,697	91,604,601
海田町	41,095,587	2,949,423	△ 38,052	44,006,958
熊野町	36,154,461	2,517,393	△ 175,019	38,496,835
坂町	18,422,481	1,320,195	△ 92,638	19,650,038
江田島市	45,126,441	3,735,418	△ 75,594	48,786,265
廿日市市	184,069,068	13,695,916	△ 248,476	197,516,508
安芸太田町	9,170,689	692,469	70,669	9,933,827
北広島町	29,953,537	2,203,926	1,332	32,158,795
安芸高田市	38,747,502	3,281,149	9,547	42,038,198
東広島市	258,997,570	19,064,139	485,354	278,547,063
大崎上島町	11,707,699	1,023,721	13,922	12,745,342
世羅町	24,967,829	1,836,977	△ 153,854	26,650,952
神石高原町	11,891,158	1,051,700	△ 68,281	12,874,577
都道府県計	4,329,611,432	313,321,573	△ 646,391	4,642,286,614

市町ごとの 納付金 ①+②+③
29,688,731,088
5,147,308,802
687,733,260
2,523,122,427
3,669,016,093
11,820,604,110
943,438,699
1,326,144,401
855,771,658
758,314,905
1,250,218,926
648,712,434
564,201,268
295,984,603
773,399,857
3,235,651,466
177,551,864
499,508,572
747,839,608
4,592,343,139
201,428,707
458,117,601
242,715,599
71,107,859,087

令和 7 年度広島県国民健康保険事業費特別会計予算（案）について

○歳出

(単位：千円)

内 容			R6 当初	R7 当初 (案)	差引額
国民健康保険運営費	普通交付金	市町に対し療養の給付等に要する費用や出産育児一時金等の給付費を負担	178,833,142	177,055,115	▲1,778,027
	特別交付金	市町の事業実施や財政事情に応じて交付	4,596,191	5,722,561	1,126,370
	後期高齢者支援金等	後期高齢者医療に係る費用の一部を社会保険診療報酬支払基金に対して拠出	32,576,158	31,186,063	▲1,390,095
	前期高齢者納付金等	医療保険者間の前期高齢者偏在による負担の不均衡を調整するため、社会保険診療報酬支払基金に対して拠出	33,850	32,740	▲1,110
	介護納付金	介護給付費・地域支援事業支援納付金を社会保険診療報酬支払基金に拠出	10,312,642	9,941,309	▲371,333
	病床転換支援金等	病床転換支援金等を社会保険診療報酬支払基金に拠出	15	14	▲1
	特別高額医療費共同事業事業費拠出金等	高額な医療費に係る財政負担を緩和し、保険料平準化を図るため、国保中央会に拠出	459,092	448,619	▲10,473
保健事業費			175,297	175,000	▲297
基金積立金			226	8,544	8,318
諸支出金			3,006	1	▲3,005
総務費			11,590	7,251	▲4,339
予備費			0	0	0
合 計			227,001,209	224,577,217	▲2,423,992

○歳入

内 容		R6 当初	R7 当初 (案)	差引額
分担金・負担金	市町から保険料など必要な財源を納付	71,533,240	71,107,860	▲425,380
国庫支出金	保険給付費等に係る国の定率負担金など	63,108,246	61,163,345	▲1,944,901
療養給付費等交付金	退職者医療制度に係る医療保険者間の負担調整のための交付金	0	0	0
前期高齢者交付金	医療保険者間の前期高齢者偏在による負担調整のための交付金	77,257,453	77,980,776	723,323
共同事業交付金	高額な医療費に関する財政負担調整のための交付金	458,860	448,388	▲10,472
出産育児交付金	後期高齢者医療制度が出産に係る費用の一部を支援するための交付金	7,094	5,468	▲1,626
財産収入	財政安定化基金運用益	226	8,544	8,318
繰入金	保険給付費等に係る県の定率負担金など	14,426,182	13,566,938	▲859,244
前年度繰越金	前年度決算剰余金	209,611	295,898	86,287
雑入	会計年度任用職員の保険料等	297	0	▲297
合 計		227,001,209	224,577,217	▲2,423,992

広島県国民健康保険運営協議会における審議事項

○国民健康保険運営協議会（都道府県、市町村）の役割

（都道府県に設置される国保運営協議会）		（市町村に設置される国保運営協議会）	
主な 審議事項	・ 国保事業費納付金の徴収 ・ 国保運営方針の作成 - その他の重要事項	主な 審議事項	・ 保険給付 ・ 保険料の徴収 - その他の重要事項
委 員	・ 被保険者代表 ・ 保険医又は保険薬剤師代表 ・ 公益代表 ・ 被用者保険代表	委 員	・ 被保険者代表 ・ 保険医又は保険薬剤師代表 ・ 公益代表 ・ 被用者保険代表

○国民健康保険法（抜粋）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第一項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るもの）に限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。

4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

○広島県国民健康保険運営協議会における審議事項

都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項 (国民健康保険法第 82 条の 2 第 1 項) 【必須記載事項】 ・ 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し ・ 市町における保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項 ・ 市町における保険料の徴収の適正な実施に関する事項 ・ 市町における保険給付の適正な実施に関する事項 ・ 県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営及び被保険者の健康の保持の推進に関し、県における医療費適正化の推進のために必要と認める事項 ・ 市町の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項 【任意記載事項】 ・ 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との連携に関する事項 ・ 掲げる事項の実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整その他県が必要と認める事項
国民健康保険事業費納付金の徴収 (国民健康保険法第 75 条の 7 第 1 項) 県から市町へ交付する費用などに充てるため、年度ごとに、市町から県に支払う「国民健康保険事業費納付金」を徴収することとなるため、その金額を定める必要がある。 そのため、市町間の医療費水準や所得水準を調整し、市町ごとの納付金を配分するとともに、納付金を納めるために必要な標準保険料率を県は示すこととなる。 これらの金額や数値を審議する。
国民健康保険法の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務 県単位化に伴って施行された改正法で新設された次の規定などを中心に運営協議会において審議していただく。 ・ 都道府県の特別会計への繰入れ（第 72 条の 2） ・ 国民健康保険保険給付費等交付金（第 75 条の 2） ・ 財政安定化基金（第 81 条の 2） ・ 標準保険料率（第 82 条の 3）

広島県国民健康保険運営協議会条例
(平成三十年三月二十日条例第三号)

(趣旨)

第一条 この条例は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第十一条第一項の規定に基づき設置された広島県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第二条 協議会の委員の定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- 一 国民健康保険の被保険者を代表する委員 四人
- 二 保険医又は保険薬剤師（国民健康保険法第四十条第一項に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。）を代表する委員 四人
- 三 公益を代表する委員 四人
- 四 被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する委員 二人

2 委員は、知事が任命する。

(庶務)

第三条 協議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(雑則)

第四条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

広島県国民健康保険運営協議会に関する取り決め

(趣旨)

第一条 この取り決めは、広島県国民健康保険運営協議会条例（平成三十年広島県条例第三号）第四条の規定に基づき、広島県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第二条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。

(会議及び議事)

第三条 協議会の会議（以下「会議」という。）について、会長が知事から諮問があったとき又は必要と認めたときは、これを招集する。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第四条 この取り決めに定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この取り決めは、平成三十年十月十七日から施行する。

(経過措置)

2 この取り決めの施行後最初の協議会は、第三条第一項の規定にかかわらず、知事が招集する。

(準備行為)

3 この取り決めに施行するために必要な準備行為は、この取り決めの施行の日前においても行うことができる。

広島県国民健康保険運営協議会 委員名簿

(任期：令和6年4月1日～令和9年3月31日)

(区分毎に五十音順，敬称略)

番号	区分	氏名	公職名等
1	被保険者代表	いのうえ さちこ 井 上 佐智子	(広島県地域女性団体連絡協議会 推薦)
2		くわばら けんご 桑 原 健 吾	(中国税理士会広島県西部支部連合会 推薦)
3		たわら なおこ 俵 尚 子	(広島県民生委員児童委員協議会 推薦)
4		みやまえ みほこ 宮 前 美方子	(広島県商工会連合会 推薦)
5	保険医又は 保険薬剤師代表	あおの たくろう 青 野 拓 郎	公益社団法人広島県薬剤師会 副会長
6		いわさき やすまさ 岩 崎 泰 政	一般社団法人広島県医師会 副会長
8		おちくぼ ひろゆき 落久保 裕 之	一般社団法人広島県医師会 常任理事
7		かわもと ひろや 川 本 博 也	一般社団法人広島県歯科医師会 常務理事
9	公益代表	いとう としやす 伊 藤 敏 安	公立大学法人周南公立大学 人間健康科学部 教授
10		こいけ ひでき 小 池 英 樹	社会福祉法人広島県社会福祉協議会 常務理事兼事務局長
11		たなか けいこ 田 中 敬 子	広島県生活協同組合連合会 常務理事
12		よこて ひろやす 横 手 裕 康	広島県社会保険労務士会 会長
13	被用者保険等 保険者代表	に い のりひろ 新 井 法 博	健康保険組合連合会広島連合会 常任理事
14		まつばら しんじ 松 原 真 児	全国健康保険協会広島支部 支部長

被保険者代表：国民健康保険の被保険者を代表する委員

保険医又は保険薬剤師代表：保険医又は保険薬剤師（国民健康保険法第40条第1項に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。）を代表する委員

被用者保険等保険者代表：被用者保険等保険者（国民健康保険法附則第10条第1項に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する委員